

平成31年度 第5回大島町農業委員会総会議事録

平成31年度定例大島町農業委員会が、令和元年8月26日（月）午前10時より大島町3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|--------|--------|---------|--------|---------|
| 1、土屋茂 | 2、春木望 | 3、五十嵐初代 | 4、小坂一雄 | 5、山本政一 |
| 6、向山吉昭 | 8、笠間隆夫 | 9、新保鐵雄 | 10、中拂晶 | 11、中村富長 |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | | |
|--------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 | 3、橋爪重徳 |
|--------|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 8、笠間隆夫 農地利用最適化推進委員 欠席無し

4、出席職員は次の通り

| | |
|-------|------|
| 中田太 | 産業課長 |
| 山田貴訓 | 農業係長 |
| 本間百展 | 主事 |
| 山田美友乃 | 主事 |

5、付議された案件

- 日程第1：農地の権利移動の許可について
日程第2：大島町農業委員会自主研修(案)について
日程第3：その他

6、本日の書記は次の通り

主事 本間百展

土屋議長 それでは、平成31年度第5回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は10名中9名、欠席委員は1名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は3名中3名参加して頂いています。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は2番委員と3番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の本間氏を指名

いたします。それでは日程第1、「農地の権利移動の許可について」議案第7号を上程いたします。事務局より説明お願いいたします。

事務局(本間) それではご説明いたします。申請人及び譲受人は□▲、○○、▲歳。譲渡人は□、○○、▲歳。申請地は、□▲-▲、面積は▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地を有償にて取得し、野菜を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力男1名。既存の農業機械は耕運機です。8月14日の現地調査には農業委員3名(山本、春木、中拂)と事務局2名で行いました。次のページをご覧くださいと、申請地への案内図となっております。申請地は、□から□に向かい▲mほど進み、□に向かい右折し▲mほど道なりに進み、左折し▲mほど進み進行方向右手側に位置します。次のページをご覧くださいと申請地の公図となります。説明は以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、10番。

中拂委員 8月14日に3委員と事務局で行って来ました。場所は今説明があったところですが、両側は宅地になっていて、その真ん中に一部農地があるという場所でした。作っているものは今、里芋が埋まっていました。そんなに広い土地ではないですけど、綺麗に耕作をしていたと思います。当日、○さんにも来て頂いて説明を受けましたが、申し訳ありません、私不慣れなものですから、聞いていて不備な点があったとは全く思いませんでした。しっかりとした説明をして頂いたと思います。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。はい、橋爪推進委員。

橋爪推進委員 申請地が▲-▲、3Pの地図の申請地下側の▲-▲は私道でよろしいですか。

事務局(本間) ▲-▲の宅地も○さんが今回併せて貰い受けるそうです。併せて3筆、○さんから譲受るので、雑種地になっています。

橋爪推進委員 分かりました。

土屋議長 その他、ご意見はございますか。はい、4番。

小坂委員 ▲-▲は農地ですか。

事務局(本間) 宅地になっています。北海道にいて本人も戻ってくる意志がないということで、荒れ果てているのもどうしようもないということだったので、併せて貰い受けています。

土屋議長 はい、4番。

小坂委員 ○さんっていうのは今まで農業をやっているんですか。

事務局(本間) お母様が畑を持っていらっしゃるそうで、そちらの土地で農業をやられているそうです。今回はご自身所有の農地がないということで、▲-▲の▲㎡では▲㎡足りないので、議案第8号に出てくるんですけど、▲-▲の▲㎡と併せて貰い受けて農業を本格的に自分の名義で始めるということになりました。

土屋議長 よろしいですか。

小坂委員 はい。

土屋議長 他にありますか。はい、10番。

- 中拂委員 ▲ー▲は地面ではなくて、家が建っている場所になっていました。今そこは▲さんが住んでいるわけではなく、誰かに貸しているそうです。
- 土屋議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第1、議案第7号「農地の権利移動の許可について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、議案第7号については、原案のとおり承認いたします。続きまして日程第1「農地の権利移動の許可について」議案第8号を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局(本間) それではご説明いたします。申請人及び借受人は□▲、○○、▲歳。受渡人は□▲ー▲、○○、▲歳。申請地は、□▲ー▲、面積は▲㎡のうち▲㎡でございます。申請事由ですが、借受人である○○は、受渡人である○○より申請地を有償にて取得し、野菜を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力男1名。既存の農業機械は耕運機です。8月14日の現地調査には農業委員3名(山本、春木、中拂)と事務局2名で行いました。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。先ほどと同じになりますので、説明を省かせて頂きます。説明は以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、10番。
- 中拂委員 先ほどと全く同じなのですが、▲ー▲に隣接した▲ー▲です。防風林というか雑木林が少しありまして、混んでいるとかではなく、向こうの畑が見渡せるほどの生え方でした。当然足りないからここを買ったのだなど見受けました。何の問題もないと思います。以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。はい、4番。
- 小坂委員 先ほどの7号議案。これだけだと買い取る権利が生まれません。8号議案の▲㎡を加えたということではないですか。
- 事務局(本間) はい。
- 土屋議長 はい、6番。
- 向山委員 ▲ー▲は▲㎡で▲坪くらいありますよね。下限面積には十分じゃないの。
- 土屋議長 ▲㎡に足りない。
- 事務局(本間) ▲㎡足りないの。
- 向山委員 ▲㎡足らなくて次を申請して下限面積をクリアしたってことですね、分かりました。
- 土屋議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第1、議案第8号「農地の権利移動の許可について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、議案第8号については、原案のとおり承認いたします。続きまして、日程第2「大島町農業委員会自主研修(案)について」事務局から説明をお願いします。

- 事務局(本間) それでは説明させていただきます。先月の農業委員会で、静岡県内の切り枝をとということで探させて頂きました。ただ切り枝を見に行くだけではと思ひまして、河津桜の切り枝が耕作放棄地の解消に繋がっていて、大田市場に出荷しているそうです。尚且つ官民に連携しているということで、ご提案させて頂きました。それほど始めてから時間は経っていません、2018年末に苗木30本植えて水平に伸ばして切り易くという感じです。こちらの資料を読んで頂ければと思います。1件目、切り枝ってことで出させて頂きました。次に湯の花という道の駅で、野菜の直売所になっています。ぶらっとハウスに近いと思います。もしよければ、実際に道の駅を見に行つてはどうかと思ひまして、入れさせて頂きました。10Pが酪農で上の方には野菜の収穫体験を行つていたりとか、乳搾りの体験だったりとか。大島町でも乳搾りの体験を大島牛乳さんがやりますけども、結構色んなことをやっている牧場らしいので、こういった野菜の収穫体験とかも見に行つたらいいのかなと思ひています。以上になります。
- 土屋議長 ありがとうございます。休憩にした方がいいですよ、休憩といたします。
(～休憩～)
- 土屋議長 それでは再開いたします。日程第2「大島町農業委員会自主研修(案)について」は9月の総会まで保留でよろしいですか。続きまして日程第3「その他」について事務局から何かありましたらお願いいたします。
- 事務局(本間) 先々月から向山さんに公衆用道路はどんな道路が該当するのか言われていましたので、調べたんですけど、定義としては道路法による道路であるかどうかを問わず一般交通の用に供する道路。道路法による道路なので、公道とか地目に関係なく一般的に道路として使っていれば公衆用道路というそうです。
- 向山委員 一般的に交通に使っていればっていうのは、一般的に不特定多数の人が出入りできるって意味。
- 事務局(本間) 一般的に使っていれば、私道以外は基本的には公衆用道路。
- 向山委員 難しいですね。
- 事務局(本間) 個人的にしか使わないというよりは一般的に一般交通のように供すると書いてあるので、一般的に通れば公衆用道路。
- 向山委員 公衆道路の持ち主はどういうふうに。
- 事務局(本間) 持ち主は特に書いてなかったですね、雑種地でも地目とかも関係ないので。都道も言い方を変えれば公衆用道路ですし、農道も言い方を変えれば一般の道路を使っているの、公衆用道路ですし。
- 向山委員 にわか道みたいところや獣道みたいな道も一般に通れば全部公衆道路になるんですか。
- 事務局(本間) 道路なので、車が通るのか自転車だけでも道路というのか、何処でも道路というのが不明ですけど。
- 向山委員 一般的に通るっていうと何処でも道路になってしまう。都道でも町道でも農道でも私道でも一般的に道路になってしまうから。
- 事務局(本間) 基本的には道路法に記載されている道路では決まりはないそうなので、道路法に載っていないなくても交通に使っていれば公衆用道路になります。

- 向山委員 町道とか都道とか道路法、法律も難しいところがあるでしょう。
- 事務局(本間) 私道で自分しか通らないよというところは私道だと思うんですけど。もしくは交通に使っている道路っていうのは公衆用道路っていうのはちょっと難しいところですけど。基本的に交通に使ってれば公衆用道路。
- 向山委員 難しいですね。
- 土屋議長 よろしいですか、その他でありますか。はい、6番。
- 向山委員 確か6月の議会だと思うんですが、農振地域内の農用地に布設した人たちのために家庭用水道を使った場合は補助の対象って書いてありました。補助の対象は具体的にどういう、例えば1㎡使って幾ら補助をすとか、そういうのは何かあるんですか。
- 事務局(課長) 6月の議会で予算が通りまして、9月1日から公布となる農振地域内で農業用水が引けないようなところについては水道水の使用料金、例えば1,000円だとして、農業用水を使った場合であったら500円で済んだ。その差額の500円分を補助しますって説明です。
- 向山委員 半額ですか。
- 事務局(課長) 半額ということではなくて、農業用水と水道料金の差額を補助します。本当であれば農業用水を使えば使えるんですけど、そこに農業用水がいていなくて、仕方なく水道を使っているようなところは水道料金の方が高いので、差額を補助します。
- 向山委員 例えば、農業用水で使うと1ヶ月1,000円かかったとしますね、普通の家庭用だと同じ使った分を換算して2,000円かかった場合、1,000円の差がありますよね。その1,000円の差額を。
- 事務局(課長) 農業用水を使っている方に対して補助はしないです。
- 向山委員 農業用水が敷設されている人はもちろん関係ないでしょ。敷設されていなくて家庭用で散布するわけで、それをでたために申請することはできないでしょ。家庭用で1ヶ月10㎡使ったとしても実際は農業の方に9㎡使ったって計算できないですよ。
- 事務局(課長) 明らかに農業に使ったことが分からないと補助できないですから、水道メーターを独立してもらわないと補助の対象にならないです。
- 向山委員 独立して敷設しなくてはならない、それはまた大変ですね。分かりました。
- 土屋議長 その他で他にありますか。
- 中拂委員 その場合、メーターっていうのは農地に付けないと駄目だってことですよ。隣接しているからといって宅地の方に付けるっていうのは駄目なんですか。
- 事務局(課長) メーターの位置が何処であれ、水道課に申請する時に管の敷設の図面が添付されますので、畑にいつているっていうのが明らかであれば対象になります。
- 土屋議長 その他で何かありますか。はい、事務局(課長)。
- 事務局(課長) キョンの大島町でやっている畑の周りに網で防御している事業ですが、今年度で終了ということにしております。31年度までにおよそ400戸の畑に今まで付けてきているんですけど、農業センサスですと農家数は143戸ですので、ほぼ農家さんへの対応は終わったと判断しています。今、家庭菜園の方にも掛けているのですが、申請自体が少なくなってきたので、今年度で終わらせることを10月の広報でお知らせする予定でいます。まだ張っていない方、張り替えを希望している方については今年度中に早

めに申請をしてくださいというお知らせをする予定ですので、ご検討されている方が近くにいましたらご案内頂ければと思います。

土屋議長 はい、3番。

五十嵐委員 七島新聞にキョンは撃っているからって書いてあったんですけど、家の方は大滝で先月2発だけ聞こえたんですけど、それ以外には一切撃っている音が聞こえないのですが、とにかく増えちゃって道路を平気で歩いています。民家に入って来ています。家なんかも団体で入ってくるようになって網を張って頂いたんですけど、本当に減っているんでしょうか。

事務局(課長) 東京都の発表ですと横ばいから減少傾向になっているのかなというところで、今年度は東京都でかなりの頭数を捕る目標にしています。昨年度よりは明かに減少傾向になるのかなと、今年の作戦が上手くいけばですけど。

五十嵐委員 ファミリーで来る、大人から子供まで。人間がいても平気で歩いています。道路を平気で歩いていたたり、車庫が開いていると書庫の中に入ってきたり、ハウスの中に入ったり、家の周りは皆大変な騒ぎで、どうも信用できないですね。

小坂委員 畑の周り家の周りは全部増えている。

事務局(課長) こういった農業委員さんの意見については、きちんと都に申し伝えますので、町の姿勢としてはあくまで、都の責任でやってもらう。都にもう少し頑張ってもらおうということは常々言っています。一生懸命山の方を捕っていますが、市街地で増えていると実感があるということは伝えますので。

土屋議長 はい、6番。

向山委員 キョンの話なんですけど、今年度で終わりにするってことは議会で決まったんですか。

事務局(課長) 議会でも説明しています。町の方で決定して議会に説明して、東京都にも説明して了解を頂いています。

向山委員 完全に終わってしまうんですか。

事務局(課長) 町の網で困うって事業は終わります。網の管理は住民の方をお願いするという形で。

土屋議長 捕ったものはどうするんですか。

事務局(課長) 捕れないような形にします。

土屋議長 そうすると幾らでも増えてしまうってことですね。

事務局(課長) 刺網とか箱罟は都の事業になりますので、町の事業としては捕る前で、後は都の方と相談して頂いて箱罟は引き続きやって頂ければと思います。

向山委員 結局、今張っている網は何年か経っても張っているわけですよ、耐用年数はあるわけでしょう。そういう場合はどうなるんですか。今張ってあるからいいではなくて、この先、3年なり5年なり10年先、張った網はもつかどうか。

事務局(課長) 耐用年数の3年から10年先まで、町が管理するっていうのは考えられません。10年先になったら都の方の事業でキョンの数がかなり減っているはずなので、網自体が無くても大丈夫な状態になっているということが前提なんです。

五十嵐委員 網は擦れに弱い、すぐ穴が開いちゃう。

小坂委員 ナイロンだから。

- 土屋議長 東京都は山の方から山の方から追ってくれば、必ず人家の方に来ますよね。人家では鉄砲が打てないし。
- 向山委員 東京都の方も上ばかりでなく、下を中心にやっているって。
- 土屋議長 10月の広報に載せるそうですから、皆さんに言ってください。その他、ご意見はございますか。特にないようですので、これをもちまして第5回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員